

平成30年4月5日  
事務責任者会同

## 称号問題について

### 1 問題認識

東京都剣道連盟の称号未取得者（錬士・教士のいずれも取得していない者）の比率が全国に比し特に高い状況であること（全国平均19.6%、東京30.8%）、また、東京都の過去10年の六段の称号未取得者の比率が52.9%（七段は11.8%）で半数を超える状況にあることは問題であると認識している。

この状態で推移すれば東剣連の登録審査員、登録審判の確保に大きな影響を及ぼす。

各加盟団体は称号取得に対する一層の啓発をお願いする。

### 2 称号の受審資格の現状

#### (1) 全日本剣道連盟

錬士は6段受有後1年、教士は7段受有後2年を経過し、地方代表団体の長から推薦された者（剣道称号・段級位審査規則・細則）

#### (2) 東京都剣道連盟（東京都剣道連盟審査等規程）

錬士：東剣連が認める**審判講習を3回以上**（有効期間3年）受講し、かつ加盟団体等の主催する大会において**5回以上の審判歴**を有する者

教士：東剣連が認める**指導者講習を3回以上**（有効期間3年）受講し、かつ加盟団体の認める指導場所において**週1回、1年以上の指導歴**を有する者